

昭和 54 年 6 月 1 日設立

令和 4 年 6 月 29 日最終改定

定 款

第 1 章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社プロトコーゴレーションと称し、英文では P R O T O C O R P O R A T I O N と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 印刷物の印刷および販売
- (2) 情報サービス業
- (3) 広告宣伝に関する業務
- (4) 物品の売買・賃貸およびその仲介に関する業務
- (5) 物品の生産・製造・修理およびその仲介に関する業務
- (6) 車両の修理・整備・点検・査定・検査・部分品の脱着
およびその仲介に関する業務
- (7) フランチャイズチェーンシステム・イベントならびに会員組織の企画
および運営に関する業務
- (8) 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
- (9) 不動産の売買・仲介・賃貸および管理業
- (10) 人材紹介業および派遣業
- (11) 倉庫業および倉庫管理業務
- (12) 通関業
- (13) 人材育成および能力開発に関する業務
- (14) 貨物利用運送事業法による利用運送事業および運送取次業務
- (15) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する業務
- (16) 労働安全衛生法に基づく作業環境の測定ならびにコンサルティング業務
- (17) 住宅リフォームの企画、請負およびその仲介に関する業務
- (18) 自家用自動車有償貸渡事業およびその仲介に関する業務
- (19) ベンチャービジネス支援に関する業務
- (20) 新規事業者・ベンチャー企業等の発掘調査およびこれらに基づく情報提供業
務
- (21) 金融商品の保有、運用、売買、管理
- (22) 投資事業有限責任組合の組成、出資、運用および運営
- (23) 旅行業法に基づく旅行業、旅行業者代理業、旅行サービス手配業

- (24) 両替業
- (25) 通訳、翻訳業
- (26) 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行、販売および管理ならびに資金移動業
- (27) 飲食店業
- (28) 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を名古屋市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、12,360万株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する請求をする権利

第9条（単元未満株主の売渡請求）

当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、買増しという。）を当会社に請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第11条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利の行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

- 1 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条（議長）

株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

- 1 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、20名以内とする。

第20条（取締役の選任）

- 1 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の解任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 22 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 23 条（代表取締役および役付取締役）

- 1 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長、取締役副会長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役、顧問各若干名を選定することができる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条（報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会

第 29 条 (監査役および監査役会の設置)

当会社は、監査役および監査役会を置く。

第 30 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第 31 条 (監査役の選任)

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条 (監査役の解任)

監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 33 条 (監査役の任期)

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 35 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 36 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第37条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条（監査役の責任免除）

- 1 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当会社は監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

第39条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第40条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第41条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第42条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第43条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

第 44 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 45 条（剰余金の配当等）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によつて定める。

第 46 条（剰余金の配当の基準日）

- 1 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 47 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。